



令和8年9月10日

四 国 運 輸 局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和8年8月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者2者(2営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 山本、二宮

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和8年8月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和8年8月21日	一般貸切 (貸切バス)	徳島	・文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	別添 ①
令和8年8月26日	一般乗用 (タクシー)	高知	・輸送施設の使用停止(107日車) ・文書警告	別添 ②

別添①

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年8月21日
事業者の氏名又は名称	藤西阿観光株式会社(法人番号4480001007752)(代表者 藤川善則)
事業者の住所	徳島県美馬市脇町字西赤谷208番地27
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県美馬市脇町字西赤谷208番地27
行政処分等の内容	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第27条第3項、法第29条の3
違反行為の概要	令和7年12月11日及び令和8年2月4日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、8件の違反が確認された。 (1)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項) (4)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第26条第1項) (5)乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項) (6)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (7)運行管理者の補助者の解任を届出していなかったこと(運輸規則第68条) (8)輸送の安全にかかわる公表情報の報告をしていなかったこと(運輸規則第47条の7第1項)
当該違反点数	4点
事業者累積違反点数	4点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年8月26日
事業者の氏名又は名称	有限会社旭タクシー(法人番号6490002000183)(代表者南 明宏)
事業者の住所	高知県高知市南御座17番14号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市南御座17番14号
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(107日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第23条第3項、法第27条第3項
違反行為の概要	令和8年1月14日及び同年1月26日に、労働局と合同で監査を実施したところ、13件の違反が確認された。 (1)運行管理者の解任の届け出をしていなかったこと(道路運送法第23条第3項) (2)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項) (4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (5)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (6)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (7)乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項) (8)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (10)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (11)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項) (12)要件を満たさない者が運行管理者の業務の補助者として点呼を行っていたこと(運輸規則第47条の9第3項) (13)運行管理者に対して法令で定められた講習を受講させていなかったこと(運輸規則第48条の4第1項)
当該違反点数	11点
事業者累積違反点数	11点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。